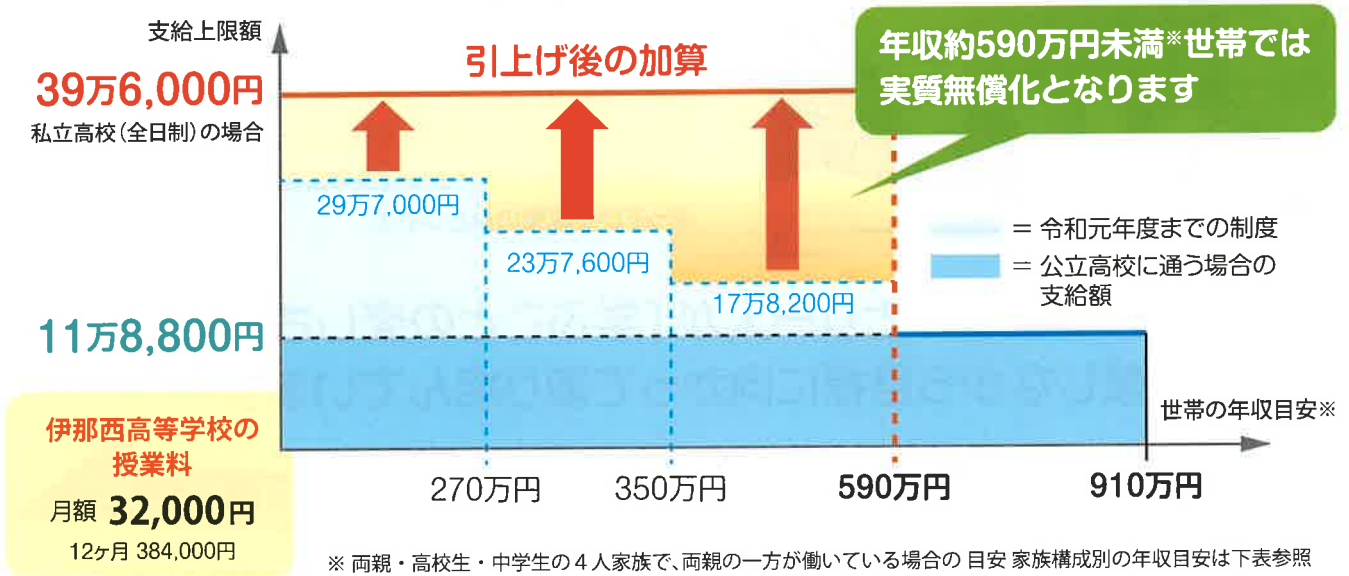


私立高校の授業料が実質無償化

高等学校等就学支援金(返還不要の授業料支援)の制度改正で
伊那西高等学校で学びたい生徒への支援が手厚くなりました!



対象となる方の判定基準 次の計算式(両親2人分の合計額)により判定

計算式

課税標準額(課税所得額) × 6% - 市町村民税の調整控除の額
※政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に 3/4 を乗じて計算する

ご自身の課税標準額などはマイナポータルで「あなたの情報」から確認できます(マイナカードが必要です)

上記による算出額

< 154,500円 →
(154,500円以上)
< 304,200円 →

支給額: 最大 **396,000円**

支給額: **118,800円**



マイナポータルHP

<参考>支援の対象になる世帯の年収 目安

	子の人数	11万8,800円の支給	39万6,000円の支給
両親のうち一方が働いている場合	子2人(高校生・高校生) 扶養控除対象者が2人の場合	～約 950万円	～約 640万円
	子2人(大学生・高校生) 扶養控除対象者が1人、特定扶養控除対象者が1人の場合	～約 960万円	～約 650万円
両親が共働きの場合	子2人(高校生・中学生以下) 扶養控除対象者が1人の場合	～約 1,030万円	～約 660万円
	子2人(高校生・高校生) 扶養控除対象者が2人の場合	～約 1,070万円	～約 720万円
	子2人(大学生・高校生) 扶養控除対象者が1人、特定扶養控除対象者が1人の場合	～約 1,090万円	～約 740万円

● 支給額は、私立高校(全日制)の場合 ● 子について、中学生以下は15歳以下、高校生は16~18歳、大学生は19~22歳の場合
● 給与所得以外の収入はないものとし、両親共働きの場合、両親の収入は同額として計算した場合

就学支援金とは別に、**授業料以外の教育費(教科書費・教材費など)**を支援する『**高校生等奨学給付金**』(返済不要)や、都道府県独自の経済的支援もあります。

※高校生等奨学給付金を受給するためには、保護者がお住まいの都道府県への申請が必要です。申請方法等については、通われる学校もしくはお住まいの都道府県にお問い合わせください。各都道府県の問い合わせ先は、文部科学省HPにあります「高校生等奨学給付金のお問合せ先一覧」(以下URL)をご覧ください。 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/detail/1353842.htm